



鳥取県公報

平成15年 1月21日(火)
第 7 4 5 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (27) (住宅環境課)	1
	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (28) (経営支援課)	2
	土地改良法による換地計画の決定 (2件) (29・30) (耕地課)	2
	保安林の指定の解除予定 (31) (森林保全課)	3
	開発行為に関する工事の完了 (32) (都市計画課)	4
選管告示	選挙管理委員会の招集 (2)	4
教委告示	定例教育委員会の招集 (1) (総務福利課)	4
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	5
調達公告	随意契約の相手方の決定 (防災危機管理課)	6
	公募型プロポーザル方式による業務委託の受託者の選定 (3件) (管理課)	6
	落札者の決定 (出納課)	14
	落札者の決定 (病院局総務課)	15

告 示

鳥取県告示第27号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年 1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称
淀江町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
淀江都市計画下水道事業 淀江町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成 6 年 9 月20日から平成20年 3 月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分

追加する部分 西伯郡淀江町大字小波字上の場、大字中間字上坂ノ上、字尾高境及び字羽越谷(二)、大字佐陀字西後池、字西中浜、字東中浜、字東後池、字鴨屋新田、字下灘河原東、字下灘河原、字東川尻り、字東御山跡、字西御山跡、字灘道西、字中灘道、字灘道東、字汐除外浜、字汐除外畑、字新兵衛開、字万吉開、字山根谷、字東割山、字沖新田、字仙吉谷及び字灘浜、大字淀江字大垣、字小深田、字小前田、字牧郷、字神明、字荘境、字亀尻、字楚利田及び字井尻並びに大字今津字岸ノ上、字塚田、字王地、字下谷及び字金友地内

鳥取県告示第28号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成15年1月21日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成15年 1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率		2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年以内であるものに限る。)を年0.2パーセントの割合で交付する場合	年0.2パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント
略		略	

鳥取県告示第29号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区

楠城2工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年 1月21日から23日間

3 縦覧に供する場所

国府町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第30号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区松尾工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年 1月21日から23日間

3 縦覧に供する場所

国府町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第31号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年 1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜2164の853

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

駐車場用地とするため

鳥取県告示第32号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成15年 1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 開発許可の年月日及び番号

平成14年 8月22日鳥取県指令八県土維 8 第 1 号

2 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡郡家町大字郡家

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市徳尾189 - 1

株式会社 英和

代表取締役 小林範丈

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第2号

平成15年第1回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成15年 1月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

1 日時 平成15年 1月22日（水） 午後 2 時15分

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室

3 議題

（1）第15回統一地方選挙について

（2）その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第1号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成15年 1月21日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

- 1 日時 平成15年 1月23日 (木) 午前 9 時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 指導力不足教員に関する人事管理指針について
 - (2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成15年 1月21日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経 験 者 講 習	平成15年 2月19日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁地階 第 3 会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び 浜村の各警察署の管内に居住 する者
	平成15年 2月27日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	米子市上福原1226 - 4 米子警察署	八橋、米子、境港、溝口及び 黒坂の各警察署の管内に居住 する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 3 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

- 6 携行品
筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 地震防災調査研究業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成14年11月25日
- 4 契約の相手方の名称及び
所在地 応用地質株式会社鳥取営業所
鳥取市田島648
- 5 契 約 金 額 89,565,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した
手続 公募型プロポーザル方式
- 7 随 意 契 約 に よ る 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第1号に該当
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県防災危機管理課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成15年 1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 業務の概要
 - (1) 業 務 名 一般国道178号（東浜居組道路）道路改良工事「橋梁詳細設計業務委託」
 - (2) 業務場所 岩美郡岩美町大字陸上
 - (3) 業務内容
本件業務は、地域高規格道路鳥取豊岡宮津自動車道の一部であり、山陰海岸国立公園内の東浜海水浴場の付近に位置する岩美郡岩美町大字陸上の一般国道178号の橋りょう部分に係る詳細設計を行うものである。
 - (4) 業務の詳細
橋りょう詳細設計
設 計 荷 重 B活荷重
上部工形式 A 1 ~ P 6 P C 6 径間連結コンボ橋
P 6 ~ P 9 P C 3 径間連続箱桁^{げた}
P 9 ~ A 2 P C 2 径間連結コンボ橋

下部工形式 逆T式橋台 2基
壁式橋脚 2基
張出式橋脚 8基
深礎杭 2基
場所打ち杭 7基

橋 長 L = 485.7m
幅 員 W = 7.5 (11.0) m

(5) 履行期間 契約日から270日間

(6) 委 託 料 9,400万円程度 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成12年鳥取県告示第665号 (測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成13年鳥取県告示第695号 (測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (3) 平成15年1月21日 (火) から同月30日 (木) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成5年度以降に業務が完了し、成果品を納入している橋長100m以上かつ2径間連続以上のコンクリート橋の橋りょう上部工及び杭基礎工を有する橋りょう下部工に係る詳細設計業務 (以下「同種業務」という。) を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (5) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所 (以下「本店等」という。) を県内に有する者にあつては、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務若しくは地質調査業務に従事している常勤の技術部門の要員を県内の本店等において合わせて20名以上有し、又は技術士法 (昭和58年法律第25号) 第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。
- (6) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店等を県内に有しない者にあつては、技術士法第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。
- (7) 本件業務の実施期間中、次のいずれかに掲げる基準を満たす技術者を管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置できること。なお、管理技術者と照査技術者とは、同一の者であつてはならない。
 - ア 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。
 - イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行う技術部門のうち道路部門又は鋼構造及びコンクリート部門に係るシビルコンサルティングマネージャー (RCCM) 資格試験に合格し、登録を受けている者であること。

3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者 (以下「企画提案予定者」という。) は、鳥取県県土整備部指名審査委員会運営要綱により設置された指名審査委員会 (以下「審査委員会」という。) で、参加表明書を提出した者の中から、下記の事項を審査して選定する。

- (1) 同種業務の実績
- (2) 本件業務に係る組織体制
- (3) 配置予定の技術者の資格、従事している業務、実績等

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、デザイン及び構造力学関係の学識経験者、利用者代表等で構成する一般国道178号道

路改良工事「橋梁詳細設計委託」企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、下記の事項について行う。

- (1) 地域の歴史、文化、自然、景観等への配慮
- (2) 設計構造の安全性
- (3) 建設工事費、管理経費等の経済性

5 企画提案書の特定

最も優れた企画提案書の特定は、審査委員会で、下記の事項を総合的に勘案して行う。

- (1) 評価委員会による企画提案書の評価
- (2) 業務実績及び業務推進体制
- (3) 配置予定技術者
- (4) 実施計画

6 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

ア 事務手続

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部管理課企画調整室（鳥取県庁本庁舎 5階）

電話 0857 - 26 - 7410

イ 技術的事項（業務内容）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部道路課国道係（鳥取県庁本庁舎 5階）

電話 0857 - 26 - 7360

- (2) 一般国道178号（東浜居組道路）道路改良工事「橋梁詳細設計委託」に係る参加表明書及び企画提案書作成要領（以下「企画提案書等作成要領」という。）の交付

ア 交付期間

平成15年 1月21日（火）から同月30日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)のアに同じ。

- (3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書等作成要領に基づき、参加表明書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)のアに同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

- (4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

企画提案予定者に選定された者は、企画提案書等作成要領に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)のアに同じ。

ウ 提出期間

企画提案予定者に選定された者に、別途通知する。

(5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、企画提案書等作成要領に基づき、質問書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)のアに同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

7 契約の締結

5により特定された企画提案書を提出した者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、審査委員会による審査の結果、その提出した企画提案書が優れていると認められた順に、その提出者と順次契約の交渉を行う。

8 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

6の(1)に同じ。

(3) 詳細は、企画提案書等作成要領による。

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成15年 1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 3・3・9号米子駅陰田線道路改良工事「橋梁詳細設計業務委託」

(2) 業務場所 米子市弥生町、末広町及び大谷町

(3) 業務内容

本件業務は、一般国道9号(米子道路)と米子駅前を結ぶ3・3・9号米子駅陰田線の米子市弥生町、末広町及び大谷町の橋りょう部分に係る詳細設計を行うものである。

(4) 業務の詳細

橋りょう詳細設計

設計荷重 B活荷重

上部工形式 A1～P1 鋼 - 単純非合成^{はんげた}鈹桁橋

P1～P5 鋼 - 4径間連続非合成^{げた}曲線箱桁橋

P5～A2 鋼 - 単純非合成^{はんげた}鈹桁橋

下部工形式 逆T式橋台 2基

張出式橋脚 5基

杭基礎 1式

橋 長 L = 255.0m

幅 員 W = 14.0 (24.0) m

平面線形 R = 220m・160m

自転車歩行者用斜路 1基

仮橋、土留工等 1式

- (5) 履行期間 契約日から210日間
- (6) 委 託 料 9,700万円程度 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成12年鳥取県告示第665号 (測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成13年鳥取県告示第695号 (測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (3) 平成15年1月21日 (火) から同月30日 (木) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成5年度以降に業務が完了し、成果品を納入している橋長100m以上かつ2径間連続以上の鋼橋の橋りょう上部工及び杭基礎工を有する橋りょう下部工に係る詳細設計業務 (以下「同種業務」という。) を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (5) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所 (以下「本店等」という。) を県内に有する者にあつては、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務若しくは地質調査業務に従事している常勤の技術部門の要員を県内の本店等において合わせて20名以上有し、又は技術士法 (昭和58年法律第25号) 第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。
- (6) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店等を県内に有しない者にあつては、技術士法第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。
- (7) 本件業務の実施期間中、次のいずれかに掲げる基準を満たす技術者を管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置できること。なお、管理技術者と照査技術者とは、同一の者であつてはならない。
 - ア 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。
 - イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行う技術部門のうち鋼構造及びコンクリート部門に係るシビルコンサルティングマネージャー (RCCM) 資格試験に合格し、登録を受けている者であること。

3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者 (以下「企画提案予定者」という。) は、鳥取県県土整備部指名審査委員会運営要綱により設置された指名審査委員会 (以下「審査委員会」という。) で、参加表明書を提出した者の中から、下記の事項を審査して選定する。

- (1) 同種業務の実績
- (2) 本件業務に係る組織体制
- (3) 配置予定の技術者の資格、従事している業務、実績等

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、デザイン及び構造力学関係の学識経験者、利用者代表等で構成する3・3・9号米子駅陰田線道路改良工事「橋梁詳細設計業務委託」企画提案書評価委員会 (以下「評価委員会」という。) で、下記の事項について行う。

- (1) 地域の歴史、文化、自然、景観等への配慮
- (2) 設計構造と安全性
- (3) 建設工事費、管理経費等の経済性

5 企画提案書の特定

最も優れた企画提案書の特定は、審査委員会 で、下記の事項を総合的に勘案して行う。

- (1) 評価委員会による企画提案書の評価
- (2) 業務実績及び業務推進体制
- (3) 配置予定技術者
- (4) 実施計画

6 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

ア 事務手続

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部管理課企画調整室（鳥取県庁本庁舎5階）

電話 0857 - 26 - 7410

イ 技術的事項（業務内容）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部都市計画課街路区画係（鳥取県庁本庁舎5階）

電話 0857 - 26 - 7367

- (2) 3・3・9号米子駅陰田線道路改良工事「橋梁詳細設計業務委託」に係る参加表明書及び企画提案書作成要領（以下「企画提案書等作成要領」という。）の交付

ア 交付期間

平成15年1月21日（火）から同月30日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)のアに同じ。

- (3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書等作成要領に基づき、参加表明書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)のアに同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

- (4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

企画提案予定者に選定された者は、企画提案書等作成要領に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)のアに同じ。

ウ 提出期間

企画提案予定者に選定された者に、別途通知する。

- (5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、企画提案書等作成要領に基づき、質問書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)のアに同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

7 契約の締結

5により特定された企画提案書を提出した者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、審査委員会による審査の結果、その提出した企画提案書が優れていると認められた順に、その提出者と順次契約の交渉を行う。

8 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

6の(1)に同じ。

(3) 詳細は、企画提案書等作成要領による。

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成15年 1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 県立大山自然歴史館（仮称）改修工事基本設計委託

(2) 業務場所 西伯郡大山町大山

(3) 業務内容

本件業務は、国立公園大山の優れた自然、歴史等を紹介する展示施設として、アに掲げる既存建物を改修するための基本設計業務（イに掲げる機械室の新築工事、ウに掲げる本館の増築工事、建築設備工事等を含む。）を行うものである。

ア 既存建物 鉄筋コンクリート造 2階建 2棟
延べ面積 669㎡

イ 機 械 室 鉄筋コンクリート造平家建 1棟
延べ面積 80㎡

ウ 本 館 鉄筋コンクリート造 2階建 1棟
延べ面積 83㎡

(4) 履行期間 契約日から70日間

(5) 委 託 料 200万円程度（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(4) 平成12年鳥取県告示第665号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第695号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち建築関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(5) 平成15年 1月21日（火）から同月30日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 建築士法第4条の規定による一級建築士の免許を受けている者を3名以上有すること。

(7) 平成5年度以降に業務が完了し、成果品を納入している展示場、美術館、博物館若しくは図書館若しくはこれらの用途を含む2以上の用途に供される建築物又は独立して建設された店舗（鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるものに限る。）の建築設計業務（以下「同種業務」という。）を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

(8) 本業務の実施期間中、建築士法の規定による一級建築士として5年以上建築設計業務に携わった経験を有する者を管理技術者として専任で配置できること。

3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者（以下「企画提案予定者」という。）は、鳥取県県土整備部指名審査委員会運営要綱により設置された指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）で、参加表明書を提出した者の中から、下記の事項を審査して選定する。

- (1) 同種業務の実績
- (2) 本件業務に係る組織体制
- (3) 配置予定の技術者の資格、経歴、実績等

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、利用者代表等で構成する県立大山自然歴史館（仮称）改修工事基本設計委託企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、下記の事項について行う。

- (1) 地域の歴史、文化、自然、景観等への配慮
- (2) 建設工事費、管理経費等の経済性

5 企画提案書の特定

最も優れた企画提案書の特定は、審査委員会で、下記の事項を総合的に勘案して行う。

- (1) 評価委員会による企画提案書の評価
- (2) 業務実績及び業務推進体制
- (3) 配置予定技術者
- (4) 実施計画

6 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

ア 事務手続

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部管理課企画調整室（鳥取県庁本庁舎5階）

電話 0857 - 26 - 7410

イ 技術的事項（業務内容）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部建築課営繕企画室（鳥取県庁本庁舎5階）

電話 0857 - 26 - 7392

- (2) 県立大山自然歴史館（仮称）改修工事基本設計委託に係る参加表明書及び企画提案書作成要領（以下「企画提案書等作成要領」という。）の交付

ア 交付期間

平成15年1月21日（火）から同月30日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)のイに同じ。

- (3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書等作成要領に基づき、参加表明書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)のアに同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

企画提案予定者に選定された者は、企画提案書等作成要領に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)のアに同じ。

ウ 提出期間

企画提案予定者に選定された者に、別途通知する。

(5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、企画提案書等作成要領に基づき、質問書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)のアに同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

7 契約の締結

5により特定された企画提案書を提出した者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、審査委員会による審査の結果、その提出した企画提案書が優れていると認められた順に、その提出者と順次契約の交渉を行う。

8 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

6の(1)に同じ。

(3) 詳細は、企画提案書等作成要領による。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | | | |
|---|-------------|-------------------------|----|
| 1 | 調達物品の名称及び数量 | 米子警察署新庁舎事務機器類(机、椅子、戸棚等) | 一式 |
| 2 | 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 | 落札日 | 平成14年12月13日 | |
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | 有限会社赤木義男商店
米子市東倉吉町54 | |

- 5 落札金額 33,390,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入札公告日 平成14年11月1日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県出納局出納課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年1月21日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜久治

- 1 調達物品の名称及び数量 自動注射薬払出システム 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成14年11月20日
- 4 落札者の名称及び所在地 鳥取医療器株式会社
鳥取市西品治815 - 8
- 5 落札金額 69,999,930円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入札公告日 平成14年10月11日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立厚生病院事務局経営課
及び所在地 倉吉市東昭和町150

